

令和 4 年 4 月 13 日

各地区倉庫協会 御中

一般社団法人日本倉庫協会

理事長 米田 浩

租税特別措置法施行規則第 6 条の 2、第 20 条の 2 2 及び第 22 条の 4 3 並びに地方税法附則第 15 条第 1 項に基づく地方運輸局長等の証明について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別紙のとおり、国土交通省大臣官房参事官から日本倉庫協会長あて、標記に係る申請手続き要領について周知方、依頼がございました。

この度は、物流総合効率化法の施行規則の一部が改正され、物効法の認定要件及び税制特例の適用要件に「物流業務の自動化・機械化関連機器」の整備が追加されました。つきましては、下記のとおり、改正された標記証明の申請に係る関連書類を送付いたしますので、貴会員事業者あて周知くださいますよう、お願い申し上げます。

また、ご参考として「自動化・機械化関連機器」の具体例を別添のとおりご送付いたします。なお、標記証明書や物効法の認定申請に係る手引き等の関連資料は、国土交通省ウェブサイトから次の手順により入手することができます。

※国交省ウェブサイトトップページ⇒「物流」⇒「物流総合効率化法」

## 記

国土交通省からの標記証明に係る文書について

### 1. 国税（割増償却）関連文書

①大臣官房参事官から小野会長宛て周知依頼文書

②新・増設倉庫証明申請書（割増償却）：1 枚もの

③（別紙）倉庫の概要：物流業務の機械化・自動化関連機器の記載欄を追加（1 枚）

④（別添）租税特別措置法に係る地方運輸局長の証明の申請手続要領（21 枚）

：自動化・機械化関連機器に係る記載要領を追加及び認定事業者が導入した同関連機器に関する概要やその運用体制等の記載を行う様式（様式 5-1 及び 5-2）を追加したもの

⑤租税特別措置法に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領新旧対照表（16 枚）

### 2. 地方税（固定資産税の課税標準の特例）関連文書

「1. 国税（割増償却）関連文書」の①～⑤と同様の地方税法附則第 15 条に基づく地方運輸局長等あて証明書等の文書

### 3. 官報告示（令和 4 年 3 月 31 日）：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

以上

国官参物第371号  
令和4年3月31日

一般社団法人 日本倉庫協会  
会 長 小野 孝則 殿

国土交通省  
大臣官房参事官（物流産業）紺野 博行

租税特別措置法施行規則第6条の2、第20条の22及び第22条の43  
に基づく地方運輸局長等の証明について

租税特別措置法施行規則第6条の2、第20条の22及び第22条の43に基づく  
地方運輸局長等の証明については、別添様式等により申請及び証明を行うこととする  
ので通知します。

また、同証明の申請手続要領を送付しますので、必要に応じ、関係者に周知方よろ  
しくお取り計らい願います。

#### 改正内容

1. （別紙）倉庫の概要
  - ・ 物流業務の自動化・機械化関連機器の記載欄を追加
2. （別添）申請手続要領
  - ・ 1.の改正内容に係る記載要領を追加
  - ・ 認定事業者が導入した自動化・機械化関連機器に関する概要やその運用体制等の記載を行う様式（様式5－1及び様式5－2）を追加
  - ・ その他所要の改正

新・増設倉庫証明申請書  
(害増償却)

年 月 日

殿

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、租税特別措置法  
に規定する倉庫用建物等であることを証明願います。

第15条第1項  
第48条第1項  
第68条の3第1項

|                                          |                                                                                |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する認定を受けた者 | <input type="checkbox"/> 第4条第1項に規定する認定を受けた者（認定書添付）                             |
| 倉庫の名称                                    |                                                                                |
| 倉庫の所有者                                   |                                                                                |
| 所在地                                      |                                                                                |
| 床面積（容積）及び階数                              | m <sup>2</sup> (m <sup>3</sup> ) 階                                             |
| 新増設の別                                    | 新設・増設                                                                          |
| 新増設年月日                                   | 年 月 日                                                                          |
| 対象となる施設                                  | <input type="checkbox"/> 物資の流通の拠点区域内の倉庫<br><input type="checkbox"/> 特定臨港地区内の倉庫 |

(注) 該当する□欄にレ印をつけること。

番 号  
令和 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

局(部)長名 印

倉庫の概要

|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 倉庫業法第3条の登録                                                                                                                                                                                                                    | 有 無                                                                                 | 登 録 の 日                                                        | 年 月 日                                                                                                                                                                                                     |
| 倉庫業法第7条の変更登録                                                                                                                                                                                                                  | 有 無                                                                                 | 変 更 登 録 の 日                                                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                                     |
| 新 増 設 の 別                                                                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設                             | 新 増 設 年 月 日                                                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                                     |
| 所 在 地                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| 倉 庫 の 名 称                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 普通(平屋)                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 普通(多階建)                                                    | <input type="checkbox"/> 冷 蔵                                   | <input type="checkbox"/> 貯蔵槽                                                                                                                                                                              |
| <input type="checkbox"/> 所管面積(3,000㎡以上)<br>( ㎡)                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 所管面積(6,000㎡以上)<br>( ㎡)                                     | <input type="checkbox"/> 所管容積(6,000m³以上)<br>( m³)              | <input type="checkbox"/> 所管容積(6,000m³以上)<br>( m³)                                                                                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 耐火建築物                                                      | <input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物                         |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造                                                                                                                          |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 物資の流通の拠点区域 <input type="checkbox"/> 特定臨海地区                                                                                                                                                           |                                                                                     |                                                                | <input type="checkbox"/> 特定臨港地区                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 高規格バース（貨物の搬出入場所からの奥行き m）                                                                                                                                                                             |                                                                                     |                                                                | <input type="checkbox"/> 搬入用自動運搬装置<br>(荷揚げ能力 トン/h)<br><input type="checkbox"/> 搬出用自動運搬装置                                                                                                                  |
| <input type="checkbox"/> 大型車対応荷さばき・転回場（貨物の搬出入場所の前面の奥行き m）                                                                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 到着時刻表示装置<br><input type="checkbox"/> ディスプレイ表示器<br>(映像面の最大径 c m 導入台数 台)<br><br><input type="checkbox"/> 携帯用表示器<br>(導入台数 台)                                                                            |                                                                                     |                                                                | <input type="checkbox"/> 到着時刻表示装置<br><input type="checkbox"/> ディスプレイ表示器<br>(映像面の最大径 cm)<br>(導入台数 台)<br><input type="checkbox"/> 携帯用表示器<br>(導入台数 台)<br><input type="checkbox"/> 特定搬出用自動運搬装置<br>(搬出能力 トン/h) |
|                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> エレベーター<br>(最大積載荷重 トン)<br><input type="checkbox"/> ランプウェイ構造 | <input type="checkbox"/> 強制送風式冷蔵装置<br>(冷却能力 ℃)<br>(定格出力 キロワット) | <input type="checkbox"/> くん蒸ガス循環装置                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                     |                                                                | <input type="checkbox"/> くん蒸ガス保有力<br>(くん蒸ガス保有力 %)                                                                                                                                                         |
| <input type="checkbox"/> 流通加工の用に供する設備                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> データ交換システム                                                                                                                                                                                            |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 貨物保管場所管理システム                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 無人搬送車 (導入台数 台)                                                                                                                                                                                       |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 自動化保管装置 (導入台数 台)                      |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 高度荷さばき装置 (導入台数 台)                                                                                                                                                                                    |                                                                                     | <input type="checkbox"/> 自動検品システム (導入台数 台)                     |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 非常用データ保存システム                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 保管場所免震装置<br><input type="checkbox"/> 保管棚制震装置<br><input type="checkbox"/> 保管棚固定装置<br><input type="checkbox"/> 貨物落下防止装置<br><input type="checkbox"/> パレット連結装置<br><input type="checkbox"/> 貨物・パレット一体包装装置 |                                                                                     |                                                                |                                                                                                                                                                                                           |

1. 該当する□欄にレ印を記入する。

2. 物資流通拠点区域とは、租税特別措置法施行令第8条第1項第1号及び第29条の6第1項第1号に基づき、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域であり、高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道又は自動車専用道路と一般国道、都道府県道又は市町村道を連結させるための施設）の周辺5キロメートルの区域をいう。この場合、連結する施設とは、道路と道路が連結する部分における道路の中央地点とする。

(別添)

## 租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る 地方運輸局長等の証明の申請手続要領

### 1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときはその支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。

なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF形式等）にして送付する。

### 2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を1通
- ② 添付書類を倉庫の種類毎に各1通

### 3. 申請書等の記入要領

#### (1) 新・増設倉庫証明申請書

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者  
該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。
- ② 倉庫の名称  
登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。
- ③ 倉庫の所有者  
倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。
- ④ 所在地  
建物所在地を地番まで記入する。
- ⑤ 床面積（容積）及び階数
  - 床面積(容積)  
倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2-1に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。
  - 階数  
当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。
- ⑥ 新增設の別  
「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。

⑦ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑧ 対象となる施設

該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要

【共通事項】

① 倉庫業法第3条の登録又は倉庫業法第7条の変更登録

当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録又は変更登録の日

当該申請に係る倉庫について、倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

③ 新增設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑦ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑧ 大型車対応荷さばき・転回場

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、空地の奥行きを長さ記入する。要件を満たすためには、大型車対応荷さばき・転回場（倉庫に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き15m以上の空地を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑨ 流通加工の用に供する設備

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分及び設置する設備を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑩ データ交換システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を

電子的に交換する機能（倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑪ 貨物保管場所管理システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑫ 非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能を有するものをいう。）

該当する機能の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の機能を全て有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 非常用データ保存機能

荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。

○ 非常用通信機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMCA無線システム等をいう。

○ 非常用電源機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

【貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（以下「普通倉庫」という。）（平屋）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を受けるためには、所管面積が3,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は平成28年9月30日付国土交通省告示第1107号（以下「告示第1107号」という。別紙参照。）に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、平成28年9月30日付国土交通省告示第1108号（以下「告示第1108号」という。別紙参照。）で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するもの

であることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【普通倉庫（多階建）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2－1に規定する有効面積を記入する。要件を満たすためには、所管面積が6,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総

合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ エレベーター又はランプウェイ構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、メーカーの仕様書等に記載されたエレベーターの最大積載荷重の数値を記載する。要件を満たすためには、最大積載荷重が2ト以上のエレベーター又はランプウェイ構造のいずれかを有することが必要となる。

⑤ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑥ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑦ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑧ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【冷蔵倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ

ンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 強制送風式冷蔵装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された冷却能力及び電動機の定格出力の数値を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動的に行うものであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が3.7Kw以上を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

と。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑧ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【貯蔵槽倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 搬入用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された荷揚げ能力の数値を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時300ト以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑤ 搬出用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。）を有することが必要となる。ただし、3（2）【貯蔵槽倉庫】⑥の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑥ 到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置

到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置のうち、該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれかを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」の何れかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付

書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、  
4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置

メーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時 100 トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ くん蒸ガス循環装置

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後 2 時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

⑧ くん蒸ガス保有力

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積 1 m<sup>3</sup>につき臭化メチルを 10g 使用した場合の 48 時間後における当該臭化メチルの残存率が 55%以上であることが必要となる。

#### 4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第 3 条の登録又は第 7 条の変更登録の申請で②から④の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる。

- ① 物流総合効率化法第 4 条第 1 項に規定する認定書の写し
  - ② 倉庫明細書（倉庫業法施行規則第 1 号様式の倉庫明細書をいう。）
  - ③ 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
  - ④ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
  - ⑤ 倉庫の立地区分
- 当該申請に係る倉庫が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺 5 km の区域（物資の流通の拠点区域）内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径 5 km に相当する円を描いた 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図をいう。）

- 当該申請に係る倉庫が告示第 1107 号に規定する臨港地区（特定臨港地区）に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 普通倉庫（平屋又は多階建）又は冷蔵倉庫にあつては、到着時刻表示装置として「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号ロ及び平成 28 年 9 月 30 日付農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 3 号（以下「告示第 3 号」という。別紙参照。）第 1 条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 1 項第 4 号ロ及び同告示第 1 条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑦ 普通倉庫（平屋又は多階建）又は冷蔵倉庫にあつては、物流業務の自動化・機械化関連機器が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 7 号ホ(1)から(4)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類（当該機器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 7 号へ(1)から(4)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑧ 普通倉庫（平屋又は多階建）及び冷蔵倉庫にあつては、地震による貨物の荷崩れを防止する装置が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 7 号へ(1)から(6)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類（当該装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 7 号ホ(1)から(6)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑨ 普通倉庫（多階建）にあつては、エレベーターが物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 8 号ロに定める基準に適合することを証する書面（エレベーターに関するメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 8 号ロに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑩ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 7 号ハ及び告示第 3 号第 6 条に定める基準に適合することを証する書面（強制送風式冷蔵装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 7 号ハ及び同告示第 6 条に定める基準に適合すること証する書面をいう。）
- ⑪ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
  - 搬入用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 6 号ロ及び告示第 3 号第 2 条に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 6 号ロ及び同告示第 2 条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
  - 搬出用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 2 項第 6 号ハに定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第 2 条第 2 項第 6 号ハに定める基準に適合することを証する書面をいう。）

- 到着時刻表示装置を選択した場合であって、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び告示第3号第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び告示第3号第5条に定める基準に適合することを証する書面（特定貨物搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び同告示第5条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- くん蒸ガス循環装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ニ及び告示第3号第3条に定める基準に適合すること及びくん蒸ガス保有力が同施行規則第2条第2項第6号ホ及び同告示第4条に定める基準に適合することを証する輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく「くん蒸倉庫指定通知書」の写し（当該申請に係る貯蔵槽倉庫が、輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく同規程別表第5に規定する特A級、A級又はB級に相当することを証する植物検疫所長の「くん蒸倉庫指定通知書」の写しをいう。）

⑫ 様式1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、トラック予約受付システム（以下「予約システム」という。）のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。

⑬ 様式2（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報又は在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷

主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑭ 様式3（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑮ 様式4（非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能）

○ 非常用データ保存機能

「機能の概要」、「データ保存場所（会社名（営業所名）、住所等）」、「保存データの内容」、「データ保存容量」、「バックアップ頻度」の各項目について、当該申請に係る非常用データ保存機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用通信機能

「機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）」、「メーカー名、型番、通信方法」の各項目について、当該申請に係る非常用通信機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用電源機能

「機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）」、「メーカー名、型番、容量」の各項目について、当該申請に係る非常用電源機能の概要を具体的に記入する。

⑯ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものについて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

○ 無人搬送車

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

○ 自動化保管装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（スタックークレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）及び具体的な地震の影響を軽減する機能を記入する。

○ 高度荷さばき装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（パレタイズロボ

ット、ピッキングロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等)を記入する。

○ 自動検品システム

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動検品システムの概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。

⑰ 様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器②）

「作業内容」、「取扱貨物」、「運用体制」、「活用による効果」の各項目について、導入する自動化・機械化関連機器の概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。

様式 1（到着時刻表示装置）

概略図

概略図の説明

到着時刻表示装置の仕様等

☐ ディスプレイ表示器

メーカー名：

映像面の最大径：

導入台数：

☐ 携帯用表示器

導入台数：

様式 2 (データ交換システム)

概略図

情報交換の内容

- ☐ 入庫情報：
- ☐ 出庫情報：
- ☐ 在庫情報：
- そ の 他：

荷主の名称及び住所

名 称：\_\_\_\_\_

住 所：\_\_\_\_\_

概略図の説明

備 考

様式3（貨物保管場所管理システム）

貨物保管場所の割り振りの仕方

管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要

使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要

備 考

様式4（非常用データ保存システム）

非常用データ保存機能

機 能 の 概 要 :

デ ー タ 保 存 場 所 :

会社名（営業所名）:

住 所 等 :

保存データの内容:

デ ー タ 保 存 容 量 :

バックアップ頻度:

非常用通信機能

機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）:

メ ー カ ー 名 :

型 番 :

通 信 方 法 :

非常用電源機能

機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）:

メ ー カ ー 名 :

型 番 :

容 量 （ K V A ） :

\*「非常用データ保存システム」として3つの機能を一体的に運用している場合は、そのシステムの概要を（保存、通信、電源機能が分かるように）記入する。

様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

☐ 無人搬送車

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 自動化保管装置

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 高度荷さばき装置

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

☐ 自動検品システム

メーカー名：

機 器 名：

分 類：

導 入 台 数：

様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器②）

|         |
|---------|
| 作業内容    |
| 取扱貨物    |
| 運用体制    |
| 活用による効果 |

○ 租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請  
 手続要領 (傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先<br/>       新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）する。</p> <p>ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときはその支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。</p> <p>なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF形式等）にして送付する。</p> <p>2. 申請書等の提出部数</p> <p>① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を1通</p> <p>② 添付書類を倉庫の種類毎に各1通</p> <p>3. 申請書等の記入要領</p> <p>(1) 新・増設倉庫証明申請書</p> <p>① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者<br/>       該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。</p> <p>② 倉庫の名称<br/>       登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>③ 倉庫の所有者<br/>       倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。</p> <p>④ 所在地<br/>       建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑤ 床面積（容積）及び階数</p> <p>○ 床面積(容積)<br/>       倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2－1に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。</p> <p>○ 階数<br/>       当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。</p> | <p>1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先<br/>       新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）する。</p> <p>ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときはその支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。</p> <p>なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF形式等）にして送付する。</p> <p>2. 申請書等の提出部数</p> <p>① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を1通</p> <p>② 添付書類を倉庫の種類毎に各1通</p> <p>3. 申請書等の記入要領</p> <p>(1) 新・増設倉庫証明申請書</p> <p>① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者<br/>       該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。</p> <p>② 倉庫の名称<br/>       登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>③ 倉庫の所有者<br/>       倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。</p> <p>④ 所在地<br/>       建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑤ 床面積（容積）及び階数</p> <p>○ 床面積(容積)<br/>       倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2－1に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2－2に規定する有効容積を記入する。</p> <p>○ 階数<br/>       当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥ 新增設の別<br/>「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。</p> <p>⑦ 新增設年月日<br/>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑧ 対象となる施設<br/>該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。</p> <p>(2) 倉庫の概要</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <p>① 倉庫業法第3条の登録又は倉庫業法第7条の変更登録<br/>当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。</p> <p>② 登録又は変更登録の日<br/>当該申請に係る倉庫について、倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。</p> <p>③ 新增設の別<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>④ 新增設年月日<br/>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑤ 所在地<br/>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑥ 倉庫の名称<br/>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>⑦ 倉庫の種類<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>⑧ 大型車対応荷さばき・転回場<br/>該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、空地の奥行きを長さ記入する。要件を満たすためには、大型車対応荷さばき・転回場（倉庫に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き15m以上の空地を有するものをいう。）を有することが必要となる。</p> <p>⑨ 流通加工の用に供する設備<br/>該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分及び設置する設備を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。</p> <p>⑩ データ交換システム</p> | <p>⑥ 新增設の別<br/>「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。</p> <p>⑦ 新增設年月日<br/>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑧ 対象となる施設<br/>該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。</p> <p>(2) 倉庫の概要</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <p>① 倉庫業法第3条の登録又は倉庫業法第7条の変更登録<br/>当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。</p> <p>② 登録又は変更登録の日<br/>当該申請に係る倉庫について、倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。</p> <p>③ 新增設の別<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>④ 新增設年月日<br/>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑤ 所在地<br/>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑥ 倉庫の名称<br/>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>⑦ 倉庫の種類<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>⑧ 大型車対応荷さばき・転回場<br/>該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、空地の奥行きを長さ記入する。要件を満たすためには、大型車対応荷さばき・転回場（倉庫に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き15m以上の空地を有するものをいう。）を有することが必要となる。</p> <p>⑨ 流通加工の用に供する設備<br/>該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分及び設置する設備を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。</p> <p>⑩ データ交換システム</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能（倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑪ 貨物保管場所管理システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑫ 非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能を有するものをいう。）

該当する機能の「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、以下の機能を全て有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 非常用データ保存機能

荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。

○ 非常用通信機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMC A無線システム等をいう。

○ 非常用電源機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

【貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（以下「普通倉庫」という。）（平屋）】

① 所管面積

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能（倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑪ 貨物保管場所管理システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑫ 非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能を有するものをいう。）

該当する機能の「□欄」に「レ印」を記入する。  
要件を満たすためには、以下の機能を全て有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 非常用データ保存機能

荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。

○ 非常用通信機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMC A無線システム等をいう。

○ 非常用電源機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

【貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（以下「普通倉庫」という。）（平屋）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を受けるためには、所管面積が3,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は平成28年9月30日付国土交通省告示第1107号（以下「告示第1107号」という。別紙参照。）に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、平成28年9月30日付国土交通省告示第1108号（以下「告示第1108号」という。別紙参照。）で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 物流業務の自動化・機械化関連機器

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を受けるためには、所管面積が3,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は平成28年9月30日付国土交通省告示第1107号（以下「告示第1107号」という。別紙参照。）に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、平成28年9月30日付国土交通省告示第1108号（以下「告示第1108号」という。別紙参照。）で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

(新設)

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格 D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

⑥ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【普通倉庫（多階建）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を満たすためには、所管面積が6,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ エレベーター又はランプウェイ構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、メーカーの仕様書等に記載されたエレベーターの最大積載荷重の数値を記載する。要件を満たすためには、最大積載荷重が2トンのエレベーター又はランプウェイ構造のいずれかを有することが必要となる。

⑤ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑥ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【普通倉庫（多階建）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を満たすためには、所管面積が6,000m<sup>2</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ エレベーター又はランプウェイ構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、メーカーの仕様書等に記載されたエレベーターの最大積載荷重の数値を記載する。要件を満たすためには、最大積載荷重が2トンのエレベーター又はランプウェイ構造のいずれかを有することが必要となる。

⑤ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑥ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における

貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。)を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

#### ⑦ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

##### ○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格 D 六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

##### ○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

##### ○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

##### ○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

#### ⑧ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

##### ○ 保管場所免震装置

貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。)を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

#### (新設)

#### ⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

##### ○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【冷蔵倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【冷蔵倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」

を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 強制送風式冷蔵装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された冷却能力及び電動機の定格出力の数値を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動的に行うものであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が3.7Kw以上を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑧ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さ

を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 強制送風式冷蔵装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された冷却能力及び電動機の定格出力の数値を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動的に行うものであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が3.7Kw以上を有するものをいう。）を有することが必要となる。

(新設)

ばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

⑧ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【貯蔵槽倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであること

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【貯蔵槽倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m<sup>3</sup>以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであること

が必要となる。

④ 搬入用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された荷揚げ能力の数値を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 ト以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑤ 搬出用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。）を有することが必要となる。ただし、3（2）【貯蔵槽倉庫】⑥の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑥ 到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置

到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置のうち、該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれかを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」の何れかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置

メーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数

が必要となる。

④ 搬入用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された荷揚げ能力の数値を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 ト以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑤ 搬出用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置を有するものをいう。）を有することが必要となる。ただし、3（2）【貯蔵槽倉庫】⑥の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑥ 到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置

到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置のうち、該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれかを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」の何れかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置

メーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数

値を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ くん蒸ガス循環装置

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後2時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

⑧ くん蒸ガス保有力

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積1<sup>3</sup>につき臭化メチルを10g使用した場合の48時間後における当該臭化メチルの残存率が55%以上であることが必要となる。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録又は第7条の変更登録の申請で②から④の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる。

- ① 物流総合効率化法第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫明細書（倉庫業法施行規則第1号様式の倉庫明細書をいう。）
- ③ 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ④ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ⑤ 倉庫の立地区分
  - 当該申請に係る倉庫が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点

値を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ くん蒸ガス循環装置

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後2時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

⑧ くん蒸ガス保有力

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積1<sup>3</sup>につき臭化メチルを10g使用した場合の48時間後における当該臭化メチルの残存率が55%以上であることが必要となる。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録又は第7条の変更登録の申請で②から④の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる。

- ① 物流総合効率化法第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫明細書（倉庫業法施行規則第1号様式の倉庫明細書をいう。）
- ③ 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ④ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ⑤ 倉庫の立地区分
  - 当該申請に係る倉庫が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点

に、半径5kmに相当する円を描いた2万5千分の1又は5万分の1の地図をいう。)

- 当該申請に係る倉庫が告示第1107号に規定する臨港地区(特定臨港地区)に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。)

- ⑥ 普通倉庫(平屋又は多階建)又は冷蔵倉庫にあつては、到着時刻表示装置として「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び平成28年9月30日付農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第3号(以下「告示第3号」という。別紙参照。)第1条に定める基準に適合することを証する書面(ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑦ 普通倉庫(平屋又は多階建)又は冷蔵倉庫にあつては、物流業務の自動化・機械化関連機器が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(4)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類(当該機器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(4)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑧ 普通倉庫(平屋又は多階建)及び冷蔵倉庫にあつては、地震による貨物の荷崩れを防止する装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号~~ホ~~(1)から(6)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類(当該装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(6)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑨ 普通倉庫(多階建)にあつては、エレベーターが物流総合効率化法施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面(エレベーターに関するメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑩ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号ハ及び告示第3号第6条に定める基準に適合することを証する書面(強制送風式冷蔵装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ハ及び同告示第6条に定める基準に適合すること証する書面をいう。)

- ⑪ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面

- 搬入用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規

に、半径5kmに相当する円を描いた2万5千分の1又は5万分の1の地図をいう。)

- 当該申請に係る倉庫が告示第1107号に規定する臨港地区(特定臨港地区)に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。)

- ⑥ 普通倉庫(平屋又は多階建)又は冷蔵倉庫にあつては、到着時刻表示装置として「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び平成28年9月30日付農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第3号(以下「告示第3号」という。別紙参照。)第1条に定める基準に適合することを証する書面(ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

(新設)

- ⑦ 普通倉庫(平屋又は多階建)及び冷蔵倉庫にあつては、地震による貨物の荷崩れを防止する装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号~~ホ~~(1)から(6)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類(当該装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(6)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑧ 普通倉庫(多階建)にあつては、エレベーターが物流総合効率化法施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面(エレベーターに関するメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑨ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号ハ及び告示第3号第6条に定める基準に適合することを証する書面(強制送風式冷蔵装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ハ及び同告示第6条に定める基準に適合すること証する書面をいう。)

- ⑩ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面

- 搬入用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規

則第2条第2項第6号ロ及び告示第3号第2条に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ロ及び同告示第2条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

- 搬出用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- 到着時刻表示装置を選択した場合であって、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び告示第3号第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び告示第3号第5条に定める基準に適合することを証する書面（特定貨物搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び同告示第5条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- くん蒸ガス循環装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ニ及び告示第3号第3条に定める基準に適合すること及びくん蒸ガス保有力が同施行規則第2条第2項第6号ホ及び同告示第4条に定める基準に適合することを証する輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく「くん蒸倉庫指定通知書」の写し（当該申請に係る貯蔵槽倉庫が、輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく同規程別表第5に規定する特A級、A級又はB級に相当することを証する植物検疫所長の「くん蒸倉庫指定通知書」の写しをいう。）

⑫ 様式1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、トラック予約受付システム（以下「予約システム」という。）のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディス

則第2条第2項第6号ロ及び告示第3号第2条に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ロ及び同告示第2条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

- 搬出用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- 到着時刻表示装置を選択した場合であって、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び告示第3号第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び告示第3号第5条に定める基準に適合することを証する書面（特定貨物搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び同告示第5条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- くん蒸ガス循環装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ニ及び告示第3号第3条に定める基準に適合すること及びくん蒸ガス保有力が同施行規則第2条第2項第6号ホ及び同告示第4条に定める基準に適合することを証する輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく「くん蒸倉庫指定通知書」の写し（当該申請に係る貯蔵槽倉庫が、輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく同規程別表第5に規定する特A級、A級又はB級に相当することを証する植物検疫所長の「くん蒸倉庫指定通知書」の写しをいう。）

⑪ 様式1（到着時刻表示装置）

「概略図」には、トラック予約受付システム（以下「予約システム」という。）のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明（予約可能時間枠の時間幅等）、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディス

プレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。

⑬ 様式2（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報又は在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑭ 様式3（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑮ 様式4（非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能）

○ 非常用データ保存機能

「機能の概要」、「データ保存場所（会社名（営業所名）、住所等）」、「保存データの内容」、「データ保存容量」、「バックアップ頻度」の各項目について、当該申請に係る非常用データ保存機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用通信機能

「機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）」、「メーカー名、型番、通信方法」の各項目について、当該申請に係る非常用通信機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用電源機能

「機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）」、「メーカー名、型番、容量」の各項目について、当該申請に係る非常用電源機能の概要を具体的に記入する。

⑯ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器

①）

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものに

プレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。

⑫ 様式2（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報又は在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑬ 様式3（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑭ 様式4（非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能）

○ 非常用データ保存機能

「機能の概要」、「データ保存場所（会社名（営業所名）、住所等）」、「保存データの内容」、「データ保存容量」、「バックアップ頻度」の各項目について、当該申請に係る非常用データ保存機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用通信機能

「機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）」、「メーカー名、型番、通信方法」の各項目について、当該申請に係る非常用通信機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用電源機能

「機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）」、「メーカー名、型番、容量」の各項目について、当該申請に係る非常用電源機能の概要を具体的に記入する。

（新設）

ついて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

○ 無人搬送車

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

○ 自動化保管装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（スタックークレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）を記入する。

○ 高度荷さばき装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（パレタイズロボット、ピッキングロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等）を記入する

○ 自動検品システム

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動検品システムの概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。

⑮ 様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器

②)

「作業の概要」、「取扱貨物」、「機器の運用体制」、「活用による効果」の各項目について様式5の1で記入した自動化・機械化関連機器の概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。

（新設）

国官参物第5号  
令和4年4月8日

一般社団法人 日本倉庫協会  
会 長 小野 孝則 殿

国土交通省  
大臣官房参事官（物流産業）紺野 博行

地方税法附則第15条第1項に基づく地方運輸局長等の証明について

地方税法附則第15条第1項に基づく地方運輸局長等の証明については、別添様式等により申請及び証明を行うこととするので通知します。

また、同証明の申請手続要領を送付しますので、必要に応じ、関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、令和4年3月31日以前に新設又は増設されたものについては、従前の例によるものとします。

改正内容

1. （別紙）倉庫の概要
  - ・ 物流業務の自動化・機械化関連機器の記載欄を追加
2. （別添）申請手続要領
  - ・ 1.の改正内容に係る記載要領を追加
  - ・ 認定事業者が導入した自動化・機械化関連機器に関する概要やその運用体制等の記載を行う様式（様式5－1及び様式5－2）を追加
  - ・ その他所要の改正

新・増設倉庫証明申請書

年 月 日

殿

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、地方税法施行令附則第 1 1 条各項の要件に該当するものであることを証明願います。

|                                       |       |                       |   |
|---------------------------------------|-------|-----------------------|---|
| 倉庫の名称                                 |       |                       |   |
| 倉庫の所有者                                |       |                       |   |
| 所在地                                   |       |                       |   |
| 床面積（容積）及び階数                           | ㎡（m³） |                       | 階 |
| 新増設の別                                 | 新設・増設 |                       |   |
| 新増設年月日                                | 年     | 月                     | 日 |
| 対象となる施設                               |       | 施設に係る要件               |   |
| <input type="checkbox"/> 臨港地区内の倉庫     |       | 地方税法施行令附則第 1 1 条第 2 項 |   |
| <input type="checkbox"/> 物資流通拠点区域内の倉庫 |       |                       |   |
| 対象となる機械設備                             |       | 機械設備に係る要件             |   |
| <input type="checkbox"/> 到着時刻表示装置     |       | 地方税法施行令附則第 1 1 条第 3 項 |   |
| <input type="checkbox"/> 特定搬出用自動運搬装置  |       |                       |   |

(注) ① 該当する□欄にレ印を記入すること。  
② 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する認定を受けたことを確認するため、認定書の写しを添付することとする。

番 号  
令和 年 月 日

申請のとおり要件に該当することを証明する。

局(部)長名 印

倉庫の概要

[流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫]

|                                                                                                                                                             |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 倉庫業法第3条の登録                                                                                                                                                  | 有 無                                                                                                                                     | 登 録 の 日                                                         | 年 月 日 |
| 倉庫業法第7条の変更登録                                                                                                                                                | 有 無                                                                                                                                     | 変 更 登 録 の 日                                                     | 年 月 日 |
| 新 増 設 の 別                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設                                                                                 | 新 増 設 年 月 日                                                     | 年 月 日 |
| 所 在 地                                                                                                                                                       |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| 所 管 面 容 積                                                                                                                                                   | m <sup>2</sup> ・m <sup>3</sup>                                                                                                          | 倉 庫 の 名 称                                                       |       |
| 倉 庫 の 種 類                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 1類(平屋) <input type="checkbox"/> 1類(多階建)<br><input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 貯蔵槽(穀物貯蔵可能な構造) |                                                                 |       |
| 主 要 構 造 部                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造<br><input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造<br><input type="checkbox"/> 鉄骨造 (骨格材の肉厚 mm)                  |                                                                 |       |
| 倉 庫 の 立 地 区 分                                                                                                                                               | 一般倉庫又は冷蔵倉庫                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 臨港地区 <input type="checkbox"/> 物資流通拠点区域 |       |
|                                                                                                                                                             | 貯蔵槽倉庫                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 臨港地区                                   |       |
| 倉庫業法第6条第1項第4号の基準                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合                                                                                |                                                                 |       |
| 貨物の搬出入場所の前面の空地                                                                                                                                              | 奥行き m                                                                                                                                   |                                                                 |       |
| 倉庫の外壁面に設けられた貨物の搬出入場所(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合                                                                                |                                                                 |       |
| 貨物の荷さばきの用に供する空間(一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る)                                                                                                                              | 奥行き m                                                                                                                                   |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 強制送風式冷蔵装置(冷蔵倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)<br>冷却能力 ℃<br>機械等 <input type="checkbox"/> 送風機 <input type="checkbox"/> 温度自動調整装置                    |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 搬入用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)                                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)                                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 到着時刻表示装置<br><input type="checkbox"/> ディスプレイ表示器(取得年月日 年 月 日)<br>映像面の最大径 cm      導入台数 台<br><input type="checkbox"/> 携帯用表示器    導入台数 台 |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設                                                                                                           |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫に限る)(取得年月日 年 月 日)<br>搬出能力 トン/毎時                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 流通加工の用に供する空間                                                                                                                       |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> データ交換システム                                                                                                                          |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 貨物保管場所管理システム                                                                                                                       |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 無人搬送車      導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)                                                                                                    |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 自動化保管装置    導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)                                                                                                    |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 高度荷さばき装置    導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)                                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                 |       |
| <input type="checkbox"/> 自動検品システム    導入台数 台 (取得年月日 年 月 日)                                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                 |       |

備考：該当する□欄にレ印を記入する。

(別添)

## 地方税法附則第 15 条第 1 項に係る地方運輸局長等の証明の申請の手続要領

### 1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出（電子メール可）にて送付する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときは、その支局等にも申請書等を提出（電子メール可）することができる。

なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ（PDF 形式等）にして送付する。

### 2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を 1 通
- ② 添付書類を倉庫の種類毎に各 1 通

### 3. 申請書等の記入要領

#### (1) 新・増設倉庫証明申請書

- ① 倉庫の名称  
登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。
- ② 倉庫の所有者  
倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。
- ③ 所在地  
建物所在地を地番まで記入する。
- ④ 床面積（容積）及び階数
  - 床面積（容積）  
倉庫業法施行規則等運用方針（平成 14 年 3 月 28 日付国総貨施第 25 号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2－1 に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2－2 に規定する有効容積を記入する。
  - 階数  
当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。
- ⑤ 新增設の別  
「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。
- ⑥ 新增設年月日  
新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。
- ⑦ 対象となる施設

該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。

⑧ 対象となる機械設備

該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要

① 倉庫業法第3条の登録及び倉庫業法第7条の変更登録

申請者が倉庫業者で、かつ、当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録をしている場合には、「有」に「○印」を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録及び変更登録の日

申請者が倉庫業者の場合には、当該申請に係る倉庫について取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

この場合において、当該倉庫の使用者が2以上いるときは、そのうちの1の者の登録通知書又は変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入すれば足りる。

③ 新增設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新增設年月日

新設又は増設した日を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 所管面容積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積又は、運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。

⑦ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑧ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑨ 主要構造部

該当する「□欄」に「レ印」を付ける。骨格材の肉厚は設計図上の厚さを記

入する。要件を満たすためには、骨格材の肉厚は3mm以上が必要となる。

⑩ 倉庫の立地区分

当該申請に係る倉庫が該当する立地区分について、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、地方税法施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区内又は同施行令附則第11条第2項第2号及び平成28年9月30日付国土交通大臣告示第1109号（以下「告示第1109号」という。別紙参照。）に定める物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることが必要となる。また、貯蔵槽倉庫にあつては、同施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区内に立地するものであることが必要となる。

⑪ 倉庫業法第6条第1項第4号の基準

当該申請に係る倉庫が、申請時において倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「適合」欄に「レ印」を記入する。

当該申請に係る倉庫が、地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない者の所有に属する場合において、当該倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が申請時において倉庫業法第3条の登録または同法第7条第1項の変更登録を取得しているときは、「適合」欄に「レ印」を記入する。

⑫ 貨物の搬出入場所の前面の空地

貨物の搬出入場所の前面の空地の奥行きを記入する。要件を満たすためには、貨物の搬出入場所の前面の空地に奥行き15m以上の空地が設けられていることが必要となる。

⑬ 倉庫の外壁面に設置された貨物の搬出入場所（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「適合」欄に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであることが必要となる。

⑭ 貨物の荷さばきの用に供する空間（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）

貨物の搬出入場所からの奥行きを記入する。要件を満たすためには、倉庫の貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫に設けられていることが必要となる。

⑮ 強制送風式冷蔵装置（冷蔵倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された冷却能力を記入する。機械等の欄は、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うもの）が設けられていることが必要となる。

⑯ 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類

及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 トン以上のものをいう。) が設けられていることが必要となる。

⑰ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するもの）が設けられていることが必要となる。ただし、3（2）⑱の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑱ 到着時刻表示装置、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設又は特定搬出用自動運搬装置（特定搬出用自動運搬装置については、貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する装置等の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらの装置等のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（事務所等）

要件を満たすためには、当該倉庫の敷地内に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が設置されていることが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、当該営業所等の位置を記入する。また、添付書類として添付する「事務所等」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時 100 トン以上のものをいう。）を有すること

が必要となる。

⑱ 流通加工の用に供する空間

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工が行われる場所を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑳ データ交換システム及び貨物保管場所管理システム

該当するシステムの「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらのシステムの両方を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「データ交換システム」及び「貨物保管場所管理システム」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ データ交換システム

荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む）のことをいい、具体的には、倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータがオンラインで接続され、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理等の情報が電子的に交換されることをいう。

○ 貨物保管場所管理システム

電子情報処理組織に基づき、倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

㉑ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する機器の「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及び導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれかを有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

#### 4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録または第7条第1項の変更登録の申請に下記②及び③の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる（ただし、平面図を除く。）。

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ③ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ④ 地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人にあつては、同項各号に定める基準に適合することを証する書面（事業協同組合の場合は組合員名簿の写し、株式会社の場合は定時株主総会に提出した最終の営業年度の営業報告書、その他の事業協同組合にあつては倉庫業者のみを構成員とすることを証する書面、株式会社にあっては当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の9/10以上に相当する株式を所有することを証する書面をいう。）
- ⑤ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第11条第2項第1号に規定する臨港地区に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第11条第2項第2号及び告示1109号に規定する物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径5kmに相当する円を描いた2万5千分の1又は5万分の1の地図をいう。）
- ⑦ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫にあつては、到着時刻表示装置を選択し、かつ、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、地方税法施行令附則第11条第3項第1号及び地方税法施行規則附則第6条第10項及び第11項に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第11条第3項第1号及び同施行規則附則第6条第10項及び第11項に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑧ 一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、物流業務の自動化・機械化関連機器が、地方税法施行令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)並びに地方税法施行規則第6条第7項第6号に定める機器であることを証する書面（各機器に係るメー

カーの仕様書の写しその他の当該機器が同施行令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)並びに及び同施行規則第6条第7項第6号定める機器であることを証する書面をいう。)

- ⑨ 冷蔵倉庫にあっては、強制送風式冷蔵装置が地方税法施行令附則第11条第2項第1号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面(強制送風式冷蔵装置に関するメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第11条第2項第1号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑩ 貯蔵槽倉庫にあっては、次に掲げる書面

- 搬入用自動運搬装置が地方税法施行令附則第11条第2項第1号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面(搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第11条第2項第1号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- 搬出用自動運搬装置が地方税法施行令附則第11条第2項第1号ホ(3)に定める基準に適合することを証する書面(搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第11条第2項第1号ホ(3)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が地方税法施行令附則第11条第3項第2号及び地方税法施行規則附則第6条第11項の表第2号に定める基準に適合することを証する書面(特定搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第11条第3項第2号及び同施行規則附則第6条第11項の表第2号に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- ⑪ 様式1(到着時刻表示装置)

「概略図」には、トラック予約受付システム(以下「予約システム」という。)のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明(予約可能時間枠の時間幅等)、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径、導入台数を記入する。

- ⑫ 様式2(貨物自動車運送事業の用に供する事務所等)

「事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者に係る情報を記入する。

「事務所等の名称及び位置」「事務所等に配置する事業用自動車の数」「自動車車庫の位置及び収容能力」については、倉庫に事務所を設置する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可における事業計画に記載されている

情報を記入する。

「事務所等において行う業務の内容」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者が当該事務所で行う業務の概要について記入する。

「当該事務所の使用権原」については、当該事務所等の所有形態として「所有」又は「賃貸」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑬ 様式3（データ交換システム）

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報及び在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑭ 様式4（貨物保管場所管理システム）

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑮ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものについて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

○ 無人搬送車

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

○ 自動化保管装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（スタックークレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）及び具体的な地震の影響を軽減する機能を記入する。

○ 高度荷さばき装置

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について

て、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（パレタイズロボット、ピッキングロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等）を記入する。

○ 自動検品システム

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動検品システムの概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。

⑩ 様式5の2（自動化・機械化関連機器②）

「作業内容」、「取扱貨物」、「運用体制」、「活用による効果」の各項目について、自動化・機械化関連機器のうち導入するものの概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。

様式 1 （到着時刻表示装置）

概略図

概略図の説明

到着時刻表示装置の仕様等

☐ ディスプレイ表示器

メーカー名：

映像面の最大径：

導入台数：

☐ 携帯用表示器

導入台数：

様式 2 （貨物自動車運送事業の用に供する事務所等）

|                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>氏名又は名称：</p> <p>住 所：</p> <p>代表者の氏名：</p> |
| <p>事務所等の名称及び位置</p> <p>名 称：</p> <p>位 置：</p>                                                |
| <p>事務所等に配置する事業用自動車の数</p> <p>台 数： 台</p>                                                    |
| <p>自動車車庫の位置及び収容能力</p> <p>位 置：</p> <p>収 容 能 力：</p>                                         |
| <p>事務所等において行う業務の内容</p>                                                                    |
| <p>当該事務所の使用権原</p> <p><input type="checkbox"/> 所有</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸</p>   |

様式3（データ交換システム）

|                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>概略図</p>                                                                                                                                     |
| <p>情報交換の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 入庫情報：</p> <p><input type="checkbox"/> 出庫情報：</p> <p><input type="checkbox"/> 在庫情報：</p> <p>そ の 他：</p> |
| <p>荷主の名称及び住所</p> <p>名 称：</p> <p>住 所：</p>                                                                                                       |
| <p>概略図の説明</p>                                                                                                                                  |
| <p>備 考</p>                                                                                                                                     |

様式 4（貨物保管場所管理システム）

貨物保管場所の割り振りの仕方

管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要

使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要

備 考

様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器①）

☐ 無人搬送車

メーカー名 :  
機 器 名 :  
分 類 :  
導 入 台 数 :

☐ 自動化保管装置

メーカー名 :  
機 器 名 :  
分 類 :  
導 入 台 数 :

☐ 高度荷さばき装置

メーカー名 :  
機 器 名 :  
分 類 :  
導 入 台 数 :

☐ 自動検品システム

メーカー名 :  
機 器 名 :  
分 類 :  
導 入 台 数 :

様式 5 の 2 （物流業務の自動化・機械化関連機器②）

|         |
|---------|
| 作業内容    |
| 取扱貨物    |
| 運用体制    |
| 活用による効果 |

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先</b></p> <p>新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、証明を受けようとする倉庫ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出(電子メール可)にて送付する。</p> <p>ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所(以下「支局等」という。)があるときは、その支局等にも申請書等を提出(電子メール可)することができる。</p> <p>なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ(PDF形式等)にして送付する。</p> <p><b>2. 申請書等の提出部数</b></p> <p>① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を 1 通</p> <p>② 添付書類を倉庫の種類毎に各 1 通</p> <p><b>3. 申請書等の記入要領</b></p> <p>(1) 新・増設倉庫証明申請書</p> <p>① 倉庫の名称</p> <p>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>② 倉庫の所有者</p> <p>倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。</p> <p>③ 所在地</p> <p>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>④ 床面積(容積)及び階数</p> <p>○ 床面積(容積)</p> <p>倉庫業法施行規則等運用方針(平成 14 年 3 月 28 日付国総貨施第 25 号)(以下「運用方針」という。)の〔2〕2-1 に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2-2 に規定する有効容積を記入する。</p> <p>○ 階数</p> <p>当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。</p> <p>⑤ 新增設の別</p> <p>「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。</p> <p>⑥ 新增設年月日</p> <p>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> | <p><b>1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先</b></p> <p>新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、証明を受けようとする倉庫ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出(電子メール可)にて送付する。</p> <p>ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所(以下「支局等」という。)があるときは、その支局等にも申請書等を提出(電子メール可)することができる。</p> <p>なお、電子メールにて申請を行う場合には、申請書及び添付書類を電子データ(PDF形式等)にして送付する。</p> <p><b>2. 申請書等の提出部数</b></p> <p>① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を 1 通</p> <p>② 添付書類を倉庫の種類毎に各 1 通</p> <p><b>3. 申請書等の記入要領</b></p> <p>(1) 新・増設倉庫証明申請書</p> <p>① 倉庫の名称</p> <p>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>② 倉庫の所有者</p> <p>倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。</p> <p>③ 所在地</p> <p>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>④ 床面積(容積)及び階数</p> <p>○ 床面積(容積)</p> <p>倉庫業法施行規則等運用方針(平成 14 年 3 月 28 日付国総貨施第 25 号)(以下「運用方針」という。)の〔2〕2-1 に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2-2 に規定する有効容積を記入する。</p> <p>○ 階数</p> <p>当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。</p> <p>⑤ 新增設の別</p> <p>「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。</p> <p>⑥ 新增設年月日</p> <p>新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑦ 対象となる施設<br/>該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。</p> <p>⑧ 対象となる機械設備<br/>該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>(2) 倉庫の概要</p> <p>① 倉庫業法第3条の登録及び倉庫業法第7条の変更登録<br/>申請者が倉庫業者で、かつ、当該申請に係る倉庫の新増設について、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録をしている場合には、「有」に「○印」を記入する。<br/>申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。</p> <p>② 登録及び変更登録の日<br/>申請者が倉庫業者の場合には、当該申請に係る倉庫について取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。<br/>申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。<br/>この場合において、当該倉庫の利用者が2以上いるときは、そのうちの1の者の登録通知書又は変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入すれば足りる。</p> <p>③ 新増設の別<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>④ 新増設年月日<br/>新設又は増設した日を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑤ 所在地<br/>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑥ 所管面積<br/>運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積又は、運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。</p> <p>⑦ 倉庫の名称<br/>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>⑧ 倉庫の種類</p> | <p>⑦ 対象となる施設<br/>該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。</p> <p>⑧ 対象となる機械設備<br/>該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>(2) 倉庫の概要</p> <p>① 倉庫業法第3条の登録及び倉庫業法第7条の変更登録<br/>申請者が倉庫業者で、かつ、当該申請に係る倉庫の新増設について、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録をしている場合には、「有」に「○印」を記入する。<br/>申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が、倉庫業法第3条の登録又は同法第7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。</p> <p>② 登録及び変更登録の日<br/>申請者が倉庫業者の場合には、当該申請に係る倉庫について取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。<br/>申請者が地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない場合には、当該申請に係る倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が取得した倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知書又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。<br/>この場合において、当該倉庫の利用者が2以上いるときは、そのうちの1の者の登録通知書又は変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入すれば足りる。</p> <p>③ 新増設の別<br/>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>④ 新増設年月日<br/>新設又は増設した日を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。</p> <p>⑤ 所在地<br/>建物所在地を地番まで記入する。</p> <p>⑥ 所管面積<br/>運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積又は、運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。</p> <p>⑦ 倉庫の名称<br/>登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。</p> <p>⑧ 倉庫の種類</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>⑨ 主要構造部<br/> 該当する「□欄」に「レ印」を付ける。骨格材の肉厚は設計図上の厚さを記入する。要件を満たすためには、骨格材の肉厚は3mm以上が必要となる。</p> <p>⑩ 倉庫の立地区分<br/> 当該申請に係る倉庫が該当する立地区分について、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内又は同施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び平成 28 年 9 月 30 日付国土交通大臣告示第 1109 号（以下「告示第 1109 号」という。別紙参照。）に定める物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることが必要となる。また、貯蔵槽倉庫にあつては、同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内に立地するものであることが必要となる。</p> <p>⑪ 倉庫業法第 6 条第 1 項第 4 号の基準<br/> 当該申請に係る倉庫が、申請時において倉庫業法第 3 条の登録又は同法第 7 条第 1 項の変更登録している場合には、「適合」欄に「レ印」を記入する。<br/> 当該申請に係る倉庫が、地方税法施行令附則第 11 条第 1 項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない者の所有に属する場合において、当該倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が申請時において倉庫業法第 3 条の登録または同法第 7 条第 1 項の変更登録を取得しているときは、「適合」欄に「レ印」を記入する。</p> <p>⑫ 貨物の搬出入場所の前面の空地<br/> 貨物の搬出入場所の前面の空地の奥行きを長さの記入する。要件を満たすためには、貨物の搬出入場所の前面の空地に奥行き 15m 以上の空地が設けられていることが必要となる。</p> <p>⑬ 倉庫の外壁面に設置された貨物の搬出入場所（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）<br/> 該当する場合に「適合」欄に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであることが必要となる。</p> <p>⑭ 貨物の荷さばきの用に供する空間（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）<br/> 貨物の搬出入場所からの奥行きを長さの記入する。要件を満たすためには、倉庫の貨物の搬出入場所から奥行き 5m 以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫に設けられていることが必要となる。</p> <p>⑮ 強制送風式冷蔵装置（冷蔵倉庫に限る。）<br/> 該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された冷却能力を記入する。機械等の欄は、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、強</p> | <p>該当する「□欄」に「レ印」を記入する。</p> <p>⑨ 主要構造部<br/> 該当する「□欄」に「レ印」を付ける。骨格材の肉厚は設計図上の厚さを記入する。要件を満たすためには、骨格材の肉厚は3mm以上が必要となる。</p> <p>⑩ 倉庫の立地区分<br/> 当該申請に係る倉庫が該当する立地区分について、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内又は同施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び平成 28 年 9 月 30 日付国土交通大臣告示第 1109 号（以下「告示第 1109 号」という。別紙参照。）に定める物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることが必要となる。また、貯蔵槽倉庫にあつては、同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区内に立地するものであることが必要となる。</p> <p>⑪ 倉庫業法第 6 条第 1 項第 4 号の基準<br/> 当該申請に係る倉庫が、申請時において倉庫業法第 3 条の登録又は同法第 7 条第 1 項の変更登録している場合には、「適合」欄に「レ印」を記入する。<br/> 当該申請に係る倉庫が、地方税法施行令附則第 11 条第 1 項に規定する法人で、かつ、倉庫業者でない者の所有に属する場合において、当該倉庫の賃借人その他当該倉庫を使用する者が申請時において倉庫業法第 3 条の登録または同法第 7 条第 1 項の変更登録を取得しているときは、「適合」欄に「レ印」を記入する。</p> <p>⑫ 貨物の搬出入場所の前面の空地<br/> 貨物の搬出入場所の前面の空地の奥行きを長さの記入する。要件を満たすためには、貨物の搬出入場所の前面の空地に奥行き 15m 以上の空地が設けられていることが必要となる。</p> <p>⑬ 倉庫の外壁面に設置された貨物の搬出入場所（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）<br/> 該当する場合に「適合」欄に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、倉庫の一の階のいずれかの外壁面に貨物の搬出入場所が技術的に可能な範囲で設けられているものであることが必要となる。</p> <p>⑭ 貨物の荷さばきの用に供する空間（一般倉庫又は冷蔵倉庫に限る。）<br/> 貨物の搬出入場所からの奥行きを長さの記入する。要件を満たすためには、倉庫の貨物の搬出入場所から奥行き 5m 以上の荷さばきの用に供する空間が倉庫に設けられていることが必要となる。</p> <p>⑮ 強制送風式冷蔵装置（冷蔵倉庫に限る。）<br/> 該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された冷却能力を記入する。機械等の欄は、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、強</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であって、室温の調整を自動的に行うもの）が設けられていることが必要となる。

⑩ 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する 貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 トン以上のものをいう。）が設けられていることが必要となる。

⑪ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するもの）が設けられていることが必要となる。ただし、3（2）⑬の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑬ 到着時刻表示装置、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設又は特定搬出用自動運搬装置（特定搬出用自動運搬装置については、貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する装置等の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらの装置等のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領につ

制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であって、室温の調整を自動的に行うもの）が設けられていることが必要となる。

⑩ 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するもの）が設けられていることが必要となる。

⑪ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、取得年月日を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するもの）が設けられていることが必要となる。ただし、3（2）⑬の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑬ 到着時刻表示装置、貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設又は特定搬出用自動運搬装置（特定搬出用自動運搬装置については、貯蔵槽倉庫に限る。）

該当する装置等の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらの装置等のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

いては、4. 添付書類を参照のこと。

○ 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（事務所等）

要件を満たすためには、当該倉庫の敷地内に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が設置されていることが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、当該営業所等の位置を記入する。また、添付書類として添付する「事務所等」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものをいう。）を有することが必要となる。

⑱ 流通加工の用に供する空間

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工が行われる場所を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分をはっきりとし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑳ データ交換システム及び貨物保管場所管理システム

該当するシステムの「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらのシステムの両方を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「データ交換システム」及び「貨物保管場所管理システム」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ データ交換システム

荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む）のことをいい、具体的には、倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータがオンラインで接続され、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理等の情報が電子的に交換されることをいう。

○ 貨物保管場所管理システム

電子情報処理組織に基づき、倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

㉑ 物流業務の自動化・機械化関連機器

該当する「□欄」に「レ印」を記入し、「レ印」を記入した各項目について導入台数を記入する。要件を満たすためには、以下の機器のいずれか1つを有することが必要となる。なお、添付書類として添

○ 貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（事務所等）

要件を満たすためには、当該倉庫の敷地内に貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設が設置されていることが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、当該営業所等の位置を記入する。また、添付書類として添付する「事務所等」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫に限る。）

取得年月日及びメーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものをいう。）を有することが必要となる。

⑱ 流通加工の用に供する空間

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工が行われる場所を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分をはっきりとし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑳ データ交換システム及び貨物保管場所管理システム

該当するシステムの「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、これらのシステムの両方を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「データ交換システム」及び「貨物保管場所管理システム」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ データ交換システム

荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む）のことをいい、具体的には、倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータがオンラインで接続され、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理等の情報が電子的に交換されることをいう。

○ 貨物保管場所管理システム

電子情報処理組織に基づき、倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステムをいう。

（新設）

付する「物流業務の自動化・機械化関連機器」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 無人搬送車

要件を満たすためには、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、が日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものであることが必要となる。

○ 自動化保管装置

要件を満たすためには、貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものであることが必要となる。

○ 高度荷さばき装置

要件を満たすためには、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものであることが必要となる。

○ 自動検品システム

要件を満たすためには、スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムであることが必要となる。

#### 4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録または第7条第1項の変更登録の申請に下記②及び③の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる（ただし、平面図を除く。）。

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ③ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ④ 地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人にあっては、同項各号に定める基準に適合することを証する書面（事業協同組合の場合は組合員名簿の写し、株式会社の場合は定時株主総会に提出した最終の

#### 4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第3条の登録または第7条第1項の変更登録の申請に下記②及び③の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる（ただし、平面図を除く。）。

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ③ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第2条第2項第1号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ④ 地方税法施行令附則第11条第1項に規定する法人にあっては、同項各号に定める基準に適合することを証する書面（事業協同組合の場合は組合員名簿の写し、株式会社の場合は定時株主総会に提出した最終の

営業年度の営業報告書、その他の事業協同組合にあっては倉庫業者のみを構成員とすることを証する書面、株式会社にあつては当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の 9/10 以上に相当する株式を所有することを証する書面をいう。)

- ⑤ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。)
- ⑥ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び告示 1109 号に規定する物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の中心点(平面図における倉庫建物の対角線の交点)を起点に、半径 5km に相当する円を描いた 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図をいう。)
- ⑦ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫にあつては、到着時刻表示装置を選択し、かつ、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 10 項及び第 11 項に定める基準に適合することを証する書面(ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び同施行規則附則第 6 条第 8 項及び第 9 項に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- ⑧ 一般倉庫又は冷蔵倉庫にあつては、物流業務の自動化・機械化関連機器が、地方税法施行令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)並びに地方税法施行規則第 6 条第 7 項第 6 号に定める機器であることを証する書面(各機器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該機器が同施行令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)並びに同施行規則第 6 条第 7 項第 6 号に定める機器であることを証する書面をいう。)
- ⑨ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面(強制送風式冷蔵装置に関するメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- ⑩ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
- 搬入用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面(搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

営業年度の営業報告書、その他の事業協同組合にあっては倉庫業者のみを構成員とすることを証する書面、株式会社にあつては当該株式会社に出資した倉庫業者がその発行済株式の総数の 9/10 以上に相当する株式を所有することを証する書面をいう。)

- ⑤ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する臨港地区に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。)
- ⑥ 当該申請に係る倉庫が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 2 号及び告示 1109 号に規定する物資の流通の拠点となる区域内に立地するものであることを証する書面(当該申請に係る倉庫の中心点(平面図における倉庫建物の対角線の交点)を起点に、半径 5km に相当する円を描いた 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図をいう。)
- ⑦ 一般倉庫、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫にあつては、到着時刻表示装置を選択し、かつ、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 8 項及び第 9 項に定める基準に適合することを証する書面(ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 1 号及び同施行規則附則第 6 条第 8 項及び第 9 項に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- (新設)
- ⑧ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面(強制送風式冷蔵装置に関するメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号へ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)
- ⑨ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
- 搬入用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面(搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ(2)に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

○ 搬出用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ (3) に定める基準に適合することを証する書面 (搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ (3) に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

○ 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面 (特定搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び同施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

⑪ 様式 1 (到着時刻表示装置)

「概略図」には、トラック予約受付システム (以下「予約システム」という。) のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明 (予約可能時間枠の時間幅等)、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径、導入台数を記入する。

⑫ 様式 2 (貨物自動車運送事業の用に供する事務所等)

「事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者に係る情報を記入する。

「事務所等の名称及び位置」「事務所等に配置する事業用自動車の数」「自動車車庫の位置及び収容能力」については、倉庫に事務所を設置する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可における事業計画に記載されている情報を記入する。

「事務所等において行う業務の内容」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者が当該事務所で行う業務の概要について記入する。

「当該事務所の使用権原」については、当該事務所等の所有形態として「所有」又は「賃貸」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑬ 様式 3 (データ交換システム)

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫

○ 搬出用自動運搬装置が地方税法施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ (3) に定める基準に適合することを証する書面 (搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 2 項第 1 号ホ (3) に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

○ 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が地方税法施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び地方税法施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面 (特定搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該申請に係る装置が同施行令附則第 11 条第 3 項第 2 号及び同施行規則附則第 6 条第 9 項の表第 2 号に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

⑩ 様式 1 (到着時刻表示装置)

「概略図」には、トラック予約受付システム (以下「予約システム」という。) のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明 (予約可能時間枠の時間幅等)、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径、導入台数を記入する。

⑪ 様式 2 (貨物自動車運送事業の用に供する事務所等)

「事務所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者に係る情報を記入する。

「事務所等の名称及び位置」「事務所等に配置する事業用自動車の数」「自動車車庫の位置及び収容能力」については、倉庫に事務所を設置する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可における事業計画に記載されている情報を記入する。

「事務所等において行う業務の内容」については、倉庫に事務所等を設置する貨物自動車運送事業者が当該事務所で行う業務の概要について記入する。

「当該事務所の使用権原」については、当該事務所等の所有形態として「所有」又は「賃貸」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑫ 様式 3 (データ交換システム)

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫

情報及び在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

**⑭ 様式4（貨物保管場所管理システム）**

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

**⑮ 様式5の1（物流業務の自動化・機械化関連機器**

**①）**

自動化・機械化関連機器のうち、導入するものについて、「□欄」に「レ印」を記入する。各機器における記入欄については以下の要領に従い記入する。

**○ 無人搬送車**

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。

「分類」については、当該申請に係る無人搬送車が該当する日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載、移動走行方式をそれぞれ記入する。

**○ 自動化保管装置**

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る自動化保管装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動化保管装置の貨物の搬出入装置の種別（スタックークレーン、多段移動台車、棚上搬送ロボット等）及び具体的な地震の影響を軽減する機能を記入する。

**○ 高度荷さばき装置**

「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る高度荷さばき装置の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る高度荷さばき装置が該当する具体的な分類（産業用ロボット、音声ピッキング、デジタルピッキング等）を記入する。

情報及び在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

**⑬ 様式4（貨物保管場所管理システム）**

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

**（新設）**

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>○ 自動検品システム</p> <p>「メーカー名」、「機器名」、「分類」、「導入台数」の各項目について、当該申請に係る無人搬送車の概要を具体的に記入する。「分類」については、当該申請に係る自動検品システムがスキャン方式又は無線設備の該当するいずれかを記入する。</p> <p>⑩ 様式5の2（物流業務の自動化・機械化関連機器②）</p> <p>「作業の概要」、「取扱貨物」、「機器の運用体制」、「活用による効果」の各項目について様式5の1で記入した自動化・機械化関連機器の概要を具体的に記入する。「活用による効果」については、機器の活用により、特定流通業務施設において見込まれる省力化の効果を定量的・具体的に記入する。</p> | <p><u>（新設）</u></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|

ホ 倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するものであること。

(1) 無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、主務大臣の定めるものをいう。）

(2) 自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

(3) 高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

(4) 自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

ヘ（略）

ハ 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあつては、ロに該当することを要しない。

イ・ロ（略）

ハ 前号ロ及び二からへまでに該当するものであること。

九（略）

3・4（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に行われた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項、定又は確認がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

告

示

○総務省告示第百十五号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、令和四年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合

○・七八

（新設）

ホ（略）

ハ 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあつては、ロに該当することを要しない。

イ・ロ（略）

ハ 前号ロ、二及びホに該当するものであること。

九（略）

3・4（略）

営業用バスの標準軽油使用量

一一、〇三〇リットル

営業用トラックの標準軽油使用量

一二、八七〇リットル

自家用バスの標準軽油使用量

二二、一七〇リットル

自家用トラックの標準軽油使用量

一、六七〇リットル

平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値

○・〇四六四

第五条第一項又は第七条第一項の規定による認定又は確認の申請であつて、この省令の施行の際、認

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(特定流通業務施設の基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 貯蔵槽倉庫(倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。)にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあつては、ハに該当することを要しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 搬入用自動運搬装置(貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであること。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>ハ 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>へ 次のいずれかを有するものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。)</p> <p>七 冷蔵倉庫(倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。以下同じ。)にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 高規格パース(特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所(当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。)をいう。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> | <p>(特定流通業務施設の基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準は、令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。)を有するものであること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 貯蔵槽倉庫(倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。)にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあつては、ハに該当することを要しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 搬入用自動運搬装置(貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>ハ 搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、自動検量装置を有するものをいう。以下同じ。)を有するものであること。</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>へ 次のいずれかを有するものであること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。)</p> <p>七 冷蔵倉庫(倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。以下同じ。)にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 高規格パース(特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所(当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。)をいう。次項第二号ホにおいて同じ。)を有するものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> |

(削る)

ロ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

## 三（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三 令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号口の厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四 令第十四条の二第四号口の厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五 令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六 令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。

## 附 則

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第四百十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

## ○農林水産省

## ○経済産業省令第一号

## 国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第四項第十二号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林水産省  
国土交通省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とした住宅である場合には、その取得の日以前二十五年以内に建設されたものであること。

ハ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十六条第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

## 三（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三 令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号口の厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四 令第十四条の二第四号口の厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五 令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六 令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。

農林水産大臣 金子原二郎  
経済産業大臣 萩生田光一  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

# 物流総合効率化法 「総合効率化計画」 認定申請の手引き 【参考資料】

(特定流通業務施設関係)

(抜粋)



国土交通省



## 1-5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

### 1-5-1 無人搬送車

| 普通 | 冷蔵 | 貯蔵槽 |
|----|----|-----|
| ○  | ○  | —   |

#### 《無人搬送車の概要》

倉庫内において、パレットやラック等を無人で搬送するものであって、道路交通法で定められた道路では使用されないもの



無人搬送車



協働型自立搬送ロボット



無人フォークリフト

#### （関係法令等）

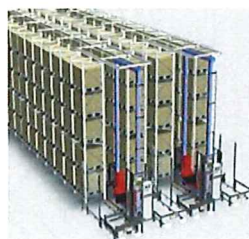
| 法令                                                   | 条文                      | 内容                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則                           | 2条2項7号ホ(1)              | 自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、主務大臣の定めるものをいう。                                                                                                                |
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等(告示) | 7条                      | 規則第二条第二項第七号ホ(1)の主務大臣の定めるものは、日本産業規格D六八〇ーに規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものとする。                                                                                     |
| 【参考】<br>日本産業規格D六八〇ー                                  | 4 用語及び定義<br>b) 無人搬送車の分類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的分類(搬送方式): 積載形・けん引形・フォークリフト形</li> <li>・移載方式による分類: 自動移載形・人手移載形</li> <li>・自動走行方式による分類: 経路誘導式・自律移動式・追従式</li> </ul> |

### 1-5-2 自動化保管装置

| 普通 | 冷蔵 | 貯蔵槽 |
|----|----|-----|
| ○  | ○  | —   |

#### 《自動化保管装置の概要》

高層ラックに貨物を収納、貨物の入庫・保管・仕分け・出庫までの一連の作業を自動的にを行い、WMSで一元管理する装置



スタックークレーン



多段移動台車



棚上搬送ロボット

#### （関係法令等）

| 法令                         | 条文         | 内容                                                                                             |
|----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 | 2条2項7号ホ(2) | 貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。                                   |
| 審査基準                       |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下防止機構、振動センサーなどによるクレーン本体の停止機能などを有する装置であること。</li> </ul> |



上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

## 1-5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

### 1-5-3 高度荷さばき装置

#### 《高度荷さばき装置の概要》

重量貨物のパレット積卸、少量多品種貨物の仕分け、デバニング作業を行うロボット、又は音声等により作業員によるピッキング作業等を効率化させるシステム



- ・パレタイズロボット
- ・デパレタイズロボット
- ・ピッキングロボット



- ・プロジェクション  
ピッキングシステム
- ・デジタル  
ピッキングシステム



音声ピッキングシステム

#### （関係法令等）

| 法令                                              | 条文         | 内容                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則                      | 2条2項7号ホ(3) | 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。                                         |
| 【参考】<br>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第三十一号（抜粋） |            | マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下この号において同じ。)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械(研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。) |

### 1-5-4 自動検品システム

#### 《自動検品システムの概要》

入在庫・搬送・棚卸時において、大量若しくは少量多品種の貨物の情報をバーコード、電子タグや画像等から読み取ることで、高効率に検品するシステム



RFID



検品ベルトコンベア



ハンディーターミナル

#### （関係法令等）

| 法令                         | 条文         | 内容                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 | 2条2項7号ホ(4) | スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入在庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。                                                                                                                          |
| 審査基準                       |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキャナ:主にハンディーターミナル</li> <li>・ 無線設備:主にRFIDのリーダー</li> <li>・ 入在庫時若しくは棚卸業務時の検品の効率化に資するものであること。</li> <li>・ バーコード、RFID等から貨物の情報を読み取るものであること。</li> <li>・ WMSと情報連携しているものであること。</li> </ul> |



上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

## 1-1 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

### 1-1-4 搬入用自動運搬装置

| 普通 | 冷蔵 | 貯蔵槽 |
|----|----|-----|
| —  | —  | ○   |

#### 《搬入用自動運搬装置の概要》

大型のばら積み貨物船等から大量の穀物類を短時間で荷揚げするためのコンベア等の装置。



基準：荷揚げ能力が毎時300トン以上  
自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する  
貨物の種類及び重量を自動的に指定する機  
能を有すること

（関係法令等）

| 法令                                                   | 条文      | 内容                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則                           | 2条2項6号ロ | 搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。（略））を有するものであること。 |
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示） | 2条      | 規則第二条第六号ロの搬入用自動運搬装置の基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものとする。                                                                                       |

### 1-1-5 搬出用自動運搬装置

| 普通 | 冷蔵 | 貯蔵槽 |
|----|----|-----|
| —  | —  | ○   |

#### 《搬出用自動運搬装置の概要》

貯蔵槽倉庫に保管する穀物類を、小型の内航船やトラックに搬出するためのコンベア等の装置。



基準：自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有すること



- ・「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、本要件の選択は不要です。
- ・本要件は、搬出能力の基準はありません。

（関係法令等）

| 法令                         | 条文      | 内容                                                                                                             |
|----------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 | 2条2項6号  | （略）ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、ハに該当することを要しない。                                                          |
|                            | 2条2項6号ハ | 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものをいう。（略））を有するものであること。 |

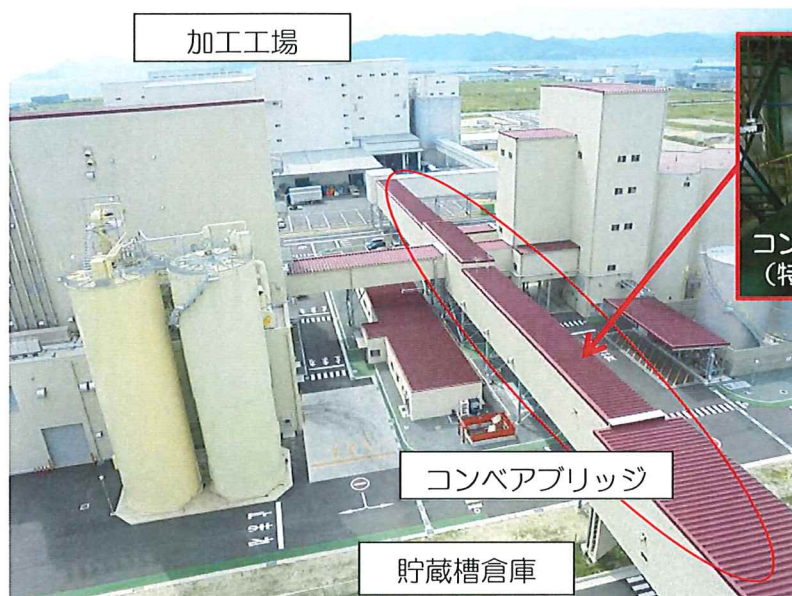
## 1-2 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

### 1-2-3 特定搬出用自動運搬装置

| 普通 | 冷蔵 | 貯蔵槽 |
|----|----|-----|
| —  | —  | ○   |

#### 《特定搬出用自動運搬装置の概要》

貯蔵槽倉庫と加工工場との間をコンベアで接続することにより、トラック輸送を介することなく、効率的に穀物等の粒状貨物を搬送する装置。



基準：搬出能力が毎時100トン以上  
自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有すること



「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、「搬出用自動運搬装置」の選択は不要です（P.5参照）。

（関係法令等）

| 法令                                                         | 条文                                  | 内容                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則                                 | 2条2項6号へ(3)                          | 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。)                                               |
| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等(告示)       | 5条                                  | 規則第二条第二項第六号へ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。                                                                                                              |
| 【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領 | 3.申請書等の記入要領<br>(2)倉庫の概要<br>【貯蔵槽倉庫】⑥ | (略)要件を満たすためには、告示第1108号で指定する特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置並びに貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものを有するものをいう。)を有することが必要となる。 |